

神戸市次期行政事務センター運営委託業務に関する意見招請（RFC）実施要領

神戸市企画調整局デジタル戦略部

1. 背景と目的

神戸市（以下「本市」という。）では、市民サービスの向上、業務効率化及び職員の負担軽減を図るため、電子・郵送申請の受付・入力作業等の処理や市民からの問合せ対応業務などを集中的に実施する目的で平成 29 年 6 月に行政事務センターを設置し、民間事業者へ運営を委託しています。

現行の行政事務センター運營業務委託は令和 5 年度末で契約期間が終了となるため、次期契約の入札に向け、今後のセンターのあり方や、契約手法・仕様を検討しています。

本招請は、本調達の入札公告に先立ち、事業者の皆様へ委託仕様書（案）についてご意見をいただくことを目的としています。

2. 意見招請に付する事項

本招請では、本市が提示する各資料に基づき、以下に示す各項目について資料の提供を依頼します。

(1) 提示資料

資料名称	概要
委託仕様書（案）	<ul style="list-style-type: none">委託仕様書別紙 1_什器・備品一覧別紙 2_神戸商工中金ビル見取り図【4F 6F】別紙 3_神戸商工中金ビルレイアウト図【4F 6F】別紙 4_対象業務一覧（電子・郵送申請受付及び処理業務）別紙 5_対象業務一覧（問合せ対応（コールセンター））別紙 6_現行業務プロセス別紙 7_情報セキュリティポリシー別紙 8_情報セキュリティ遵守特記事項
参考資料 1	<ul style="list-style-type: none">現行業務マニュアル
参考資料 2	<ul style="list-style-type: none">現行 FAQ

(2) 招請する意見の内容

要件	依頼事項
委託仕様書(案)等 に対する意見	<ul style="list-style-type: none">応札を阻害する要因や不明点、その他要望等 [対応する回答様式] 様式 1 意見書
その他	<ul style="list-style-type: none">上記以外の有用な情報・提案 [対応する回答様式] 様式の定めなし（書式自由）

3. 実施期間

(1) 実施期間

・令和5年5月23日（火）から令和5年6月2日（金）

(2) 参加表明

本件に参加する場合、以下の要領にてご連絡ください。**参加表明と秘密保持誓約書を提出いただいた事業者様に、資料一式を電子メールにて配布**します。なお、参加表明後に辞退する場合は、同様の方法で本市に必ず連絡を行ってください。

- 受付期間 : 令和5年5月29日（月）17:00まで
- 通知方法 : 参加の旨と連絡担当者の記載と秘密保持誓約書（PDF ファイル）を添付した電子メールを送付
- 送付先 : 神戸市企画調整局デジタル戦略部マイナンバー利活用担当
- メールアドレス : gyouseijimu@office.city.kobe.lg.jp
(スパムメール防止のため、@を◎にしています。)
- 表題 : 【神戸市次期行政事務センター運営委託業務 RFC】参加表明（参加者名）
- その他 : メール送付後、本市に対して到着確認の連絡を行ってください。
(電話番号 078-322-6247)

4. 招請資料の提出方法

以下の提出期限内に電子メールでのご提出をお願いします。

電子メールでのご提出に際して、本 RFC で提示している提出様式は今後分析等に活用するため、PDF 等への変換を行わないでください。なお、様式以外で提出いただく資料については、PDF 等編集のできないデータ形式で構いません。

- 提出期限 : 令和5年6月2日（金）17:00まで
- 提出先 : 神戸市 企画調整局デジタル戦略部マイナンバー利活用担当
- メールアドレス : gyouseijimu@office.city.kobe.lg.jp
(スパムメール防止のため、@を◎にしています。)
- 表題 : 【神戸市次期行政事務センター運営委託業務 RFC】招請資料の提出（参加者名）
- その他 : メール送付後、本市に対して到着確認の連絡を実施してください。
(電話番号 078-322-6247)

5. その他

- ① 資料提供いただいた参加者に対し、必要に応じて、後日ヒアリングをさせていただく場合があります。
- ② 本招請の実施に要する一切の費用は、参加者の負担とします。
- ③ 提出された資料に関しては、返却しません。
- ④ 本招請でご提供いただいた資料については、「1. 背景と目的」に示した範囲内において本市にて利用します。また、提供いただいた資料は、神戸市情報公開条例第 10 条(2)イに該当す

るもの（公にしないとの条件で任意に提出があった情報で通例として公にしないこととされているもの）として非公開とし、提供事業者に無断で第三者に開示することはありません。但し、本市が契約により守秘義務を課しているコンサルタント等を開示することがあります。

- ⑤ 本招請の実施をもって、本市が調達を行うことを約束したり、参加者に特別の地位を約束するものではありません。また、本招請を辞退した事業者についても不利益に取り扱われることはありません。

以上